スズキ・小松弘人さんの過労自殺労災認定闘争を振り返って

元「スズキ・小松弘人さんの過労自殺労災認定
をすすめる会」事務局長
永桶　憲一

はじめに

２００４年5月１９日　労災認定決定

２００４年5月２１日　本人説明　　5月２７日　労災認定通知

長い間のご支援ありがとうございました。

小松さんの事件につきましては、昨年のこの総会の場で小松さんのご両親が直接見えて支援の訴えをしましたし、静岡労研の所報７号でも私が詳細に記事を書きました。また、今年7月１５、１６、１７日の赤旗新聞で「ある管理職の死―命奪ったコスト削減競争」という記事が掲載されましたので詳しくはそれを参照して下さい。

昨年度国内で自殺された方の数は、警視庁の発表で３４，４２９人。過去最高だったそうです。静岡県下でも９３８人の方が自殺されており、昨年より４５人増えています。自殺、過労自殺という問題が他人事ではなく、身近な問題になってきている現状の深刻さを感じています。

１．スズキ・小松弘人さんの過労自殺事件の概要

２００２年4月１５日にスズキ（株）の小松弘人さんは本社の屋上から飛び降り自殺しました。４１歳でした。

小松弘人さんは１９８３年スズキに入社以来１７年間四輪シート部門一筋に仕事をしてきました。それが２００２年2月１日付で四輪シート部門と全く違う「四輪車体設計グループ」のヨコ２の課長になってから、疲れて元気がなくなり死亡直前にはどうしてしまったのかと思う程異常な状態になり、自殺してしまいました。スズキ（株）は「チャレンジ２５」とか「チャレンジ３０」といって仕事を「徹底的に見直そう」と人員削減・経費削減を推進していました。職場の同僚の方の話だと、小松さんはやる気満々で「四輪車体設計グループ」に着任したこと、小松さんの部下が具合が悪くなって倒れたこと、亡くなる直前の４月初め頃から誰が見ても上の空だったことなどが判り原因は会社の仕事が過重で、その過労から自殺したのです。

労災認定された要因について２つだけお話します。

２．直前一ヶ月の時間外労働について

小松さんは管理職で時間の管理がされていません。両親や友人の記憶、職場の同僚の証言を基に死亡直前一ヶ月の時間外労働を算出してみました。実に１４４時間余となります。昨年６月スズキ（株）の株主総会で「すすめる会」の会員がこの問題を取り上げました。スズキ（株）の鈴木修会長は「残業時間が

１４４時間であったというが、そうではない。最高で８３時間。事実誤認がある。」と発言しています。会長自身が過労死認定基準を超えて残業させていたことを認めたのです。これが大きかったと思います。

過労死ではこの労働時間の証明がとても大事です。しかし、過労自殺の場合はもう一つ、過重な仕事が原因で精神障害を起こし自殺に至ったことを証明しなくてはいけない。お医者さんの意見書が必要になります。最初メンタルヘルスの本を出されている静岡県安健センターの鈴木安名先生はどうだろうかと考えていました。ところが鈴木先生は精神科のお医者さんではありませんでした。浜松に木戸先生というお医者さんがいらっしゃいます。この先生に意見書を書いてもらいましたが、木戸先生も初めて過労自殺の意見書を書くわけで３回くらい書き直しをしていただいて労基署に提出しました。これも大きかったと思います。

３．職場の闘いと結んで

もう一つの要因です。労災認定された新聞記事が掲載された５月２２日。スズキの共産党の HP に投稿がありました。「労災が認められて嬉しく思います。今後は「第２、第３の小松さん」を出さないように活動される事を希望します。共産党の方々も課長職以上の「サービス残業」にも取り組んで下さい。それでこそ、本当の労働者の見方と言えるのではないでしょうか。」管理職と思われる方ですが、本当に嬉しかったのでしょう。朝の６時８分に投稿しています。

また、スズキの門前でチラシを配った時のことです。後日匿名の社員の方から手紙が届きました。公表しないでと言う事なので簡単に触れます。「小松さんの自殺のことは折に触れ話題になっています。事実なのに誰も知らん顔しているとすれば、その職場は人間喪失した人たち（鬼）の集団であり、同じ会社にそんな鬼がいるとは恐ろしいことです。」

時間の関係で２人のことだけ話しましたが、スズキの職場の中にこういう名もない人たちが底辺となって支えてくれている。こういう人たちが深部の力となって職場を変えていくんだと思います。こういう人たちと結んで運動を発展させることがとても重要です。

４．新たな闘いへ

母小松やゑ子さんは「みなさんから「おめでとう」と言われたが、「おめでとう」と言われると腹が立つんです。息子は戻ってきません。「良かったね」なら分かります。支援していただいて失礼ですが、「良かったね」にして下さい。」と言っていました。私も配慮が少し欠けていました。

ご両親は新たに会社の「安全配慮義務」違反の損害賠償裁判を準備しています。引き続いてご支援、ご協力をおねがいします。